

確定申告は

マイナンバー
カード



e-Tax

で

さらに便利!



マイナンバーカード×マイナポータルと連携 確定申告書に自動入力



◀ 国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」

令和6年分の確定申告には、スマホとマイナンバーカードを利用した「e-Tax 申告」をご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って入力・操作することで、所得税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

また、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票(お勤め先から税務署にe-Taxなどで提出された源泉徴収票が対象)や控除証明書などのデータが自動入力されます。



マイナポータル連携の対象はこちら!

収入関係

給与所得の源泉徴収票*
公的年金等の源泉徴収票
株式の特定口座年間取引報告書

※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出している必要があります。

控除関係

医療費・ふるさと納税・生命保険・地震保険
社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)
iDeCo・小規模企業共済掛金・住宅ローン控除関係

マイナポータル連携の詳細はこちら!

国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」をご確認ください。



確定申告会場が変わります

令和7年2月に開設する所得税及び消費税の確定申告会場がJA 掛川市茶業研修センター(千羽会場)から掛川税務署に変わります。駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

【掛川税務署(掛川市緑ヶ丘二丁目11番地4)】

電車: JR 掛川駅より徒歩15分

バス: 市街地循環線南回り

掛川税務署前停留所すぐ



国税に関する相談のお知らせ

チャットボットで相談

所得税の確定申告や、個人の消費税の確定申告などに関する相談にAIが自動で回答します。24時間利用可能です。



キーワードやシーンに合わせたQ&Aを検索

「タックスアンサー」では、キーワードやご自身のシーンに合った回答を探ることができます。

